

社会福祉法人多摩春光園役員・評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人多摩春光園の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (2) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬等は、無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員に対しては、費用を弁償することができる。

- 2 費用の弁償については、社会福祉法人多摩春光園旅費規程の定めを準用して支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。